

最低賃金引上げ関係資料

現行最低賃金制度の概要

1 制度趣旨

最低賃金制度とは、国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者に対してその金額未満の賃金で労働者を雇用することを禁止する制度。

パートタイム労働者を含むすべての労働者とその使用者に適用される。（障害者や試用期間中の者等は一部適用除外。）

2 最低賃金の種類

(1) 「審議会方式」に基づく最低賃金

①地域別最低賃金

各都道府県ごとに、産業や職種を問わず、すべての労働者及び使用者に適用。

(設定件数47件、適用労働者数約5,000万人、加重平均時間額687円)

②産業別最低賃金

原則、都道府県内の特定の産業について決定。

現在の産業別最低賃金は、関係労使の申出により、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金が必要と認められたものについて設定。

〔主な設定産業：電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、各種商品小売業、
一般機械器具製造業、鉄鋼業等〕

(設定件数250件、適用労働者数約402万人、加重平均時間額766円)

(2) 「労働協約拡張方式」に基づく最低賃金

労使の大部分に適用される労働協約を、アウトサイダーも含めて適用する最低賃金として決定。

(設定件数2件、適用労働者数約500人、加重平均時間額868円)

3 最低賃金の決定基準

①労働者の生計費、②類似の労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力を考慮して決定。

4 最低賃金額の改定

地域別最低賃金は、毎年、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地域の実情も踏まえ地方最低賃金審議会の調査審議を経て改定。

原則、産業別最低賃金は、労使の申出に基づき地方最低賃金審議会が必要と認めた場合に、地方最低賃金審議会の調査審議を経て改定。

5 最低賃金の効力

(1) 刑事的効力

最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合には、2万円以下の罰金。

(2) 民事的効力

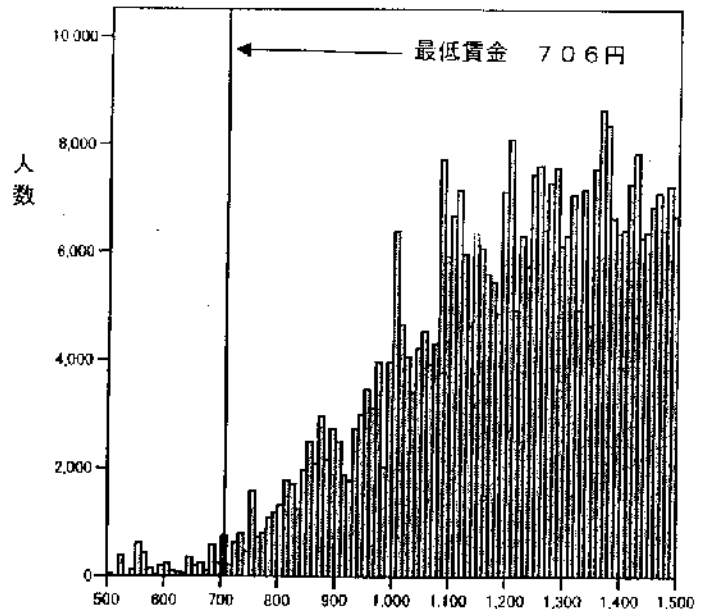
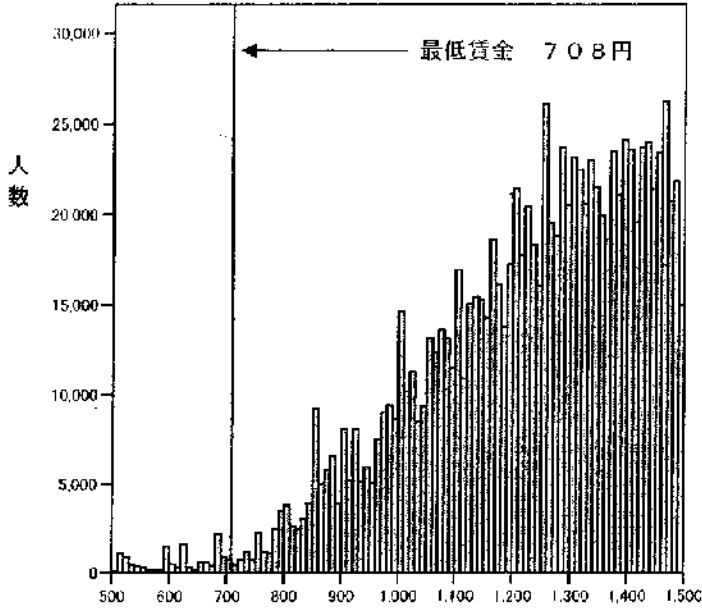
最低賃金額に達しない賃金を定める労働契約は無効とされ、無効とされた部分は、最低賃金と同様の定めをしたものとみなされる。

一般労働者の賃金分布

主な都道府県

東京

神奈川

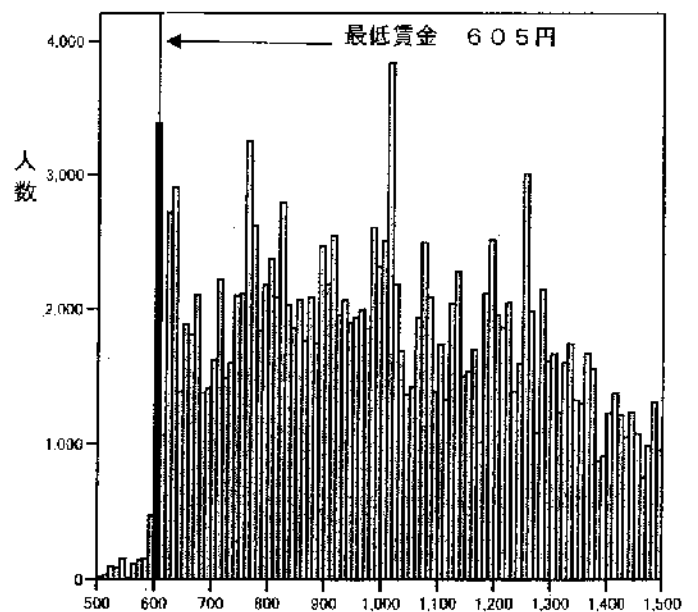
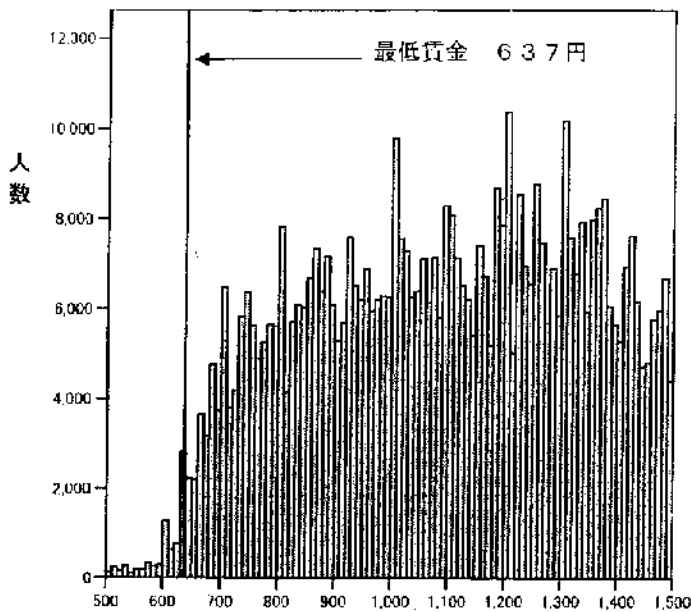


賃金

賃金

北海道

青森



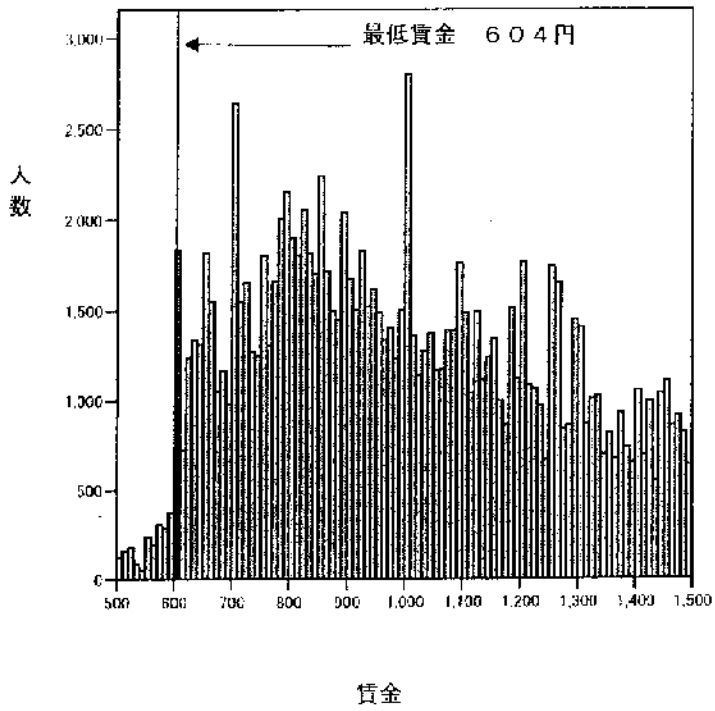
賃金

賃金

注) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布は省略。

(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成15年) 特別集計 ((独) 労働政策研究・研修機構)

沖縄

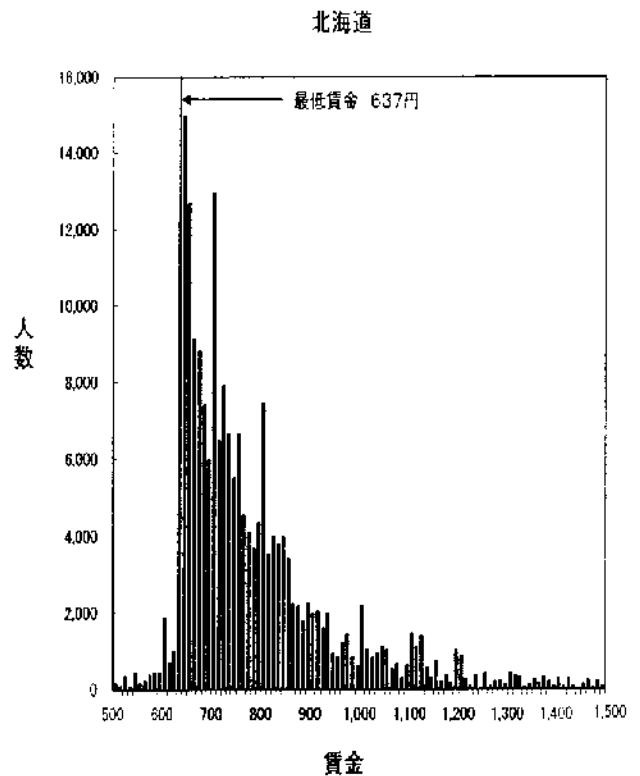
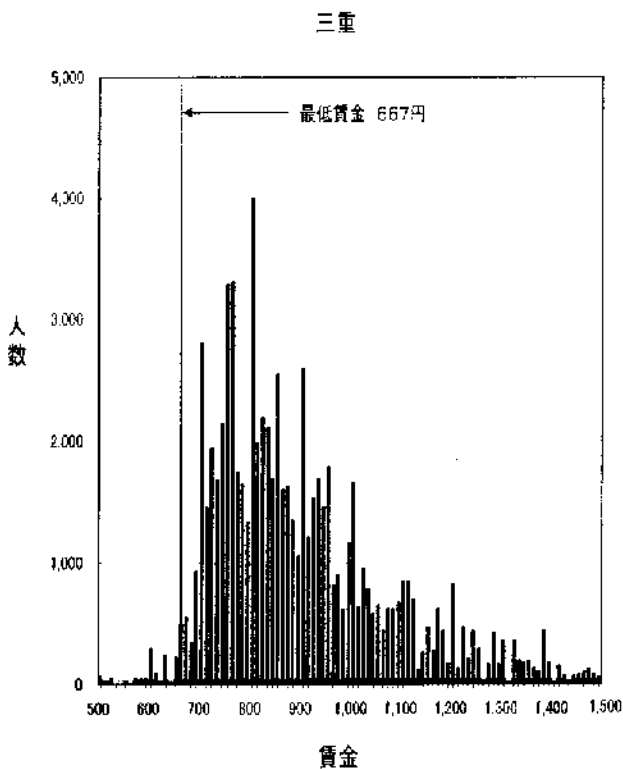
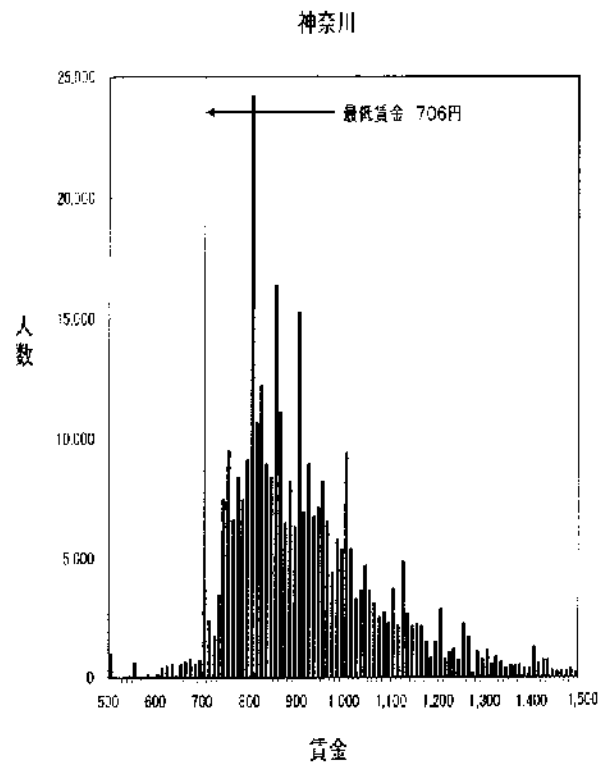
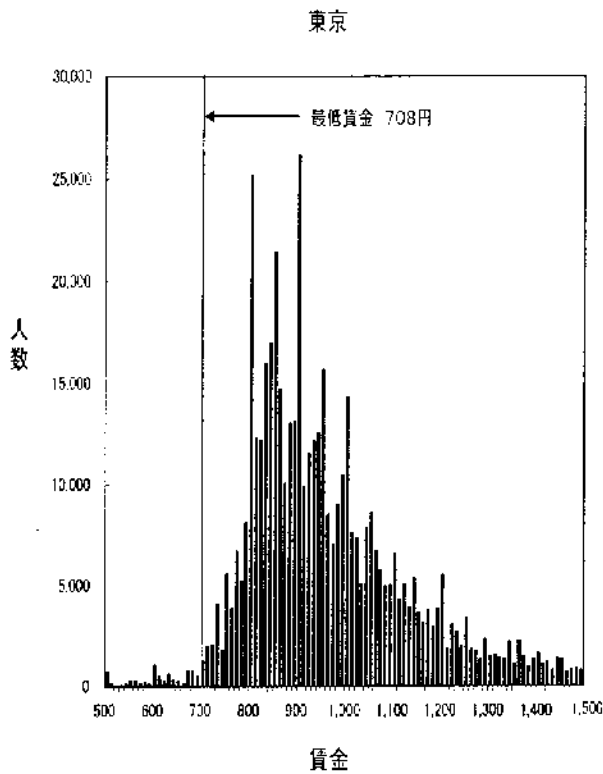


注) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布は省略。

(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成15年)特別集計 ((独)労働政策研究・研修機構)

パートタイム労働者の賃金分布

主な都道府県

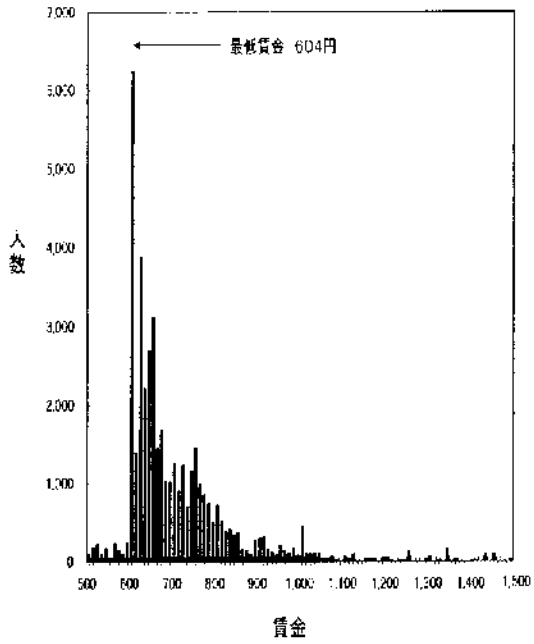


注) 1) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布は省略。

2) パートタイム労働者とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い労働者をいう。

(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成15年)特別集計((独)労働政策研究・研修機構)

沖縄



注) 1) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布は省略。

2) パートタイム労働者とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い労働者をいう。

(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成15年)特別集計(独)労働政策研究・研修機構

地域別最低賃金額の推移(全国加重平均)

改定年度	最低賃金額(円)	対前年度引上げ額(円)
昭和53年度	315	—
54年度	334	19
55年度	357	23
56年度	379	22
57年度	399	20
58年度	411	12
59年度	423	12
60年度	438	15
61年度	451	13
62年度	461	10
63年度	474	13
平成元年度	492	18
2年度	516	24
3年度	541	25
4年度	565	24
5年度	583	18
6年度	597	14
7年度	611	14
8年度	623	12
9年度	637	14
10年度	649	12
11年度	654	5
12年度	659	5
13年度	663	4
14年度	663	0
15年度	664	1
16年度	665	1
17年度	668	3
18年度	673	5
19年度	687	14

(資料出所)厚生労働省資料

平成19年度 地域別最低賃金の改定状況

都道府県名	18年度決定金額	19年度決定金額	引上げ額	効力発生年月日
北海道	644	654	10	H19.10.19
青森	610	619	9	H19.10.31
岩手	610	619	9	H19.10.28
宮城	628	639	11	H19.10.20
秋田	610	618	8	H19.10.28
山形	613	620	7	H19.10.25
福島	618	629	11	H19.10.19
茨城	655	665	10	H19.10.20
栃木	657	671	14	H19.10.20
群馬	654	664	10	H19.10.19
埼玉	687	702	15	H19.10.20
千葉	687	706	19	H19.10.19
東京	719	739	20	H19.10.19
神奈川	717	736	19	H19.10.19
新潟	648	657	9	H19.10.19
富山	652	666	14	H19.10.20
石川	652	662	10	H19.10.21
福井	649	659	10	H19.10.19
山梨	655	665	10	H19.10.28
長野	655	669	14	H19.10.21
岐阜	675	685	10	H19.10.19
静岡	682	697	15	H19.10.26
愛知	694	714	20	H19.10.25
三重	675	689	14	H19.10.27
滋賀	662	677	15	H19.10.25
京都	686	700	14	H19.10.25
大阪	712	731	19	H19.10.20
兵庫	683	697	14	H19.10.31
奈良	656	667	11	H19.10.25
和歌山	652	662	10	H19.10.20
鳥取	614	621	7	H19.10.21
島根	614	621	7	H19.10.19
岡山	648	658	10	H19.10.26
広島	654	669	15	H19.10.28
山口	646	657	11	H19.10.28
徳島	617	625	8	H19.10.21
香川	629	640	11	H19.10.21
愛媛	616	623	7	H19.10.25
高知	615	622	7	H19.10.26
福岡	652	663	11	H19.10.28
佐賀	611	619	8	H19.10.28
長崎	611	619	8	H19.10.21
熊本	612	620	8	H19.10.25
大分	613	620	7	H19.10.20
宮崎	611	619	8	H19.10.27
鹿児島	611	619	8	H19.10.26
沖縄	610	618	8	H19.10.28
加重平均	673	687	14	

最低賃金法の一部を改正する法律の概要

地域別最低賃金がすべての労働者の賃金の最低限を保障する安全網として十全に機能するようにするため、国内の各地域ごとに決定することを義務付けるほか、決定基準の見直し及び罰金の上限額の見直しを行うとともに、産業別最低賃金の在り方を見直す等所要の改正を行う。

改正の概要

1 地域別最低賃金の在り方

- ・各地域ごとに地域別最低賃金を決定しなければならないものとする(任意的設定→必要的設定)。
- ・労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護との整合性も考慮するよう決定基準を明確化
- ・地域別最低賃金の不払に係る罰金額の上限(2万円)を50万円に引き上げる。

2 産業別最低賃金等の在り方

- ・産業別最低賃金については、関係労使の申出により決定(任意的設定)
- ・産業別最低賃金については、最低賃金法の罰則は適用しない(民事効)。
- ・労働協約の拡張適用による最低賃金の廃止

3 その他

派遣労働者について、派遣先の地域(産業)の最低賃金が適用されるように整理

※施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

主要先進国の最低賃金

		決定方式	最低賃金額
アメリカ	連邦最低賃金	法定方式	5.85 \$ / 時間 [683円] (2007.7) ※ 最低賃金引上げが盛り込まれたイラク戦費法案を2007年5月に上院・下院それぞれで可決し、同月25日に大統領が署名し、法案は成立した。 成立より60日後(7月24日)に5.85 \$、それより1年後に6.55 \$、さらに1年後に7.25 \$ [846円]へ引上げ。
	州別最低賃金	法定方式、審議会方式、両方式の併用等	2.00 \$ / 時間 [233円] ～ 7.93 \$ / 時間 [926円] (2007.7)
イギリス		審議会方式	5.52ポンド/時間 [1,295円] (2007.10)
フランス(SMIC) ※ 労働協約に基づくものもある		審議会方式	8.44ユーロ/時間 [1,342円] (2007.7)
オーストラリア		審議会方式	13.74オーストラリア・ドル/時 [1,330円] (2007.10)
オランダ		審議会方式	1,317.00ユーロ/月 [209,390円] (2007.7)
カナダ		審議会方式等 (州別最低賃金のため州により異なる)	7.25～8.50カナダドル [799円]～[937円] (2007.10)
ニュージーランド		審議会方式	11.25ニュージーランドドル/時 [911円] (2007.4)
ベルギー		法的拘束力のある中央協定	1259.00ユーロ/月 [200,168円] (2007.1)
ルクセンブルク		政府が決定	1570.28ユーロ/月 [249,659円] (2007.1)

○ 法定最低賃金がなく労働協約等による国……ドイツ、イタリア、オーストリア、スイス等

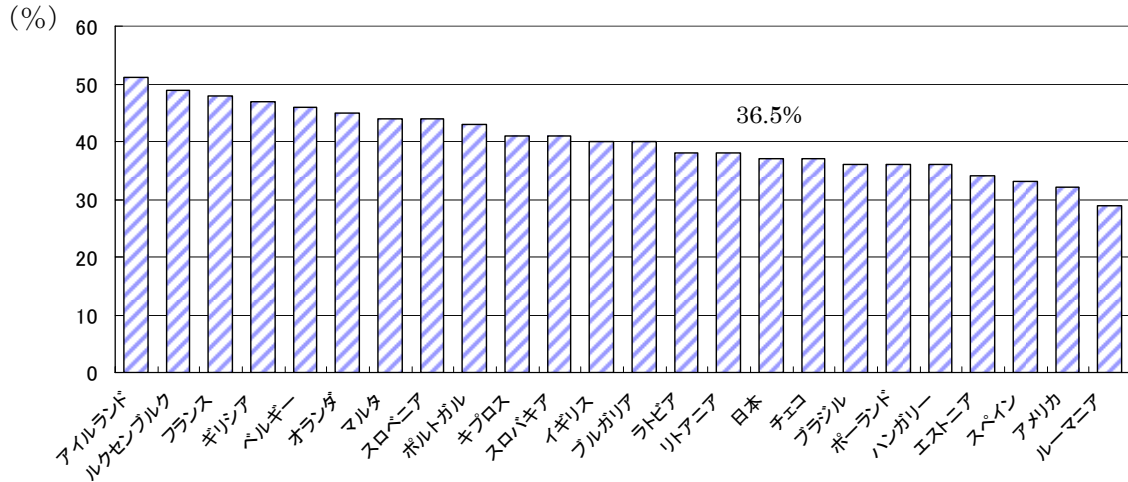
注1) 各国の最低賃金額の[]内は、2007年8月の為替レート(内閣府経済財政分析統括官付海外担当「海外経済データ」)による日本円換算額。ただし、ニュージーランド・ドルについては、1ニュージーランド・ドル=81円で換算。

注2) 上記の国においては、若年労働者について一定の減額措置が講じられている。ただし、カナダは州による。

注3) アメリカの連邦最低賃金が適用されるのは、州際通商及び州際通商のための物品生産に従事する労働者、年商50万\$以上の企業に雇用される労働者等に限られる。

諸外国の最低賃金の水準

[全国最低賃金の平均賃金に対する割合]



(注) ベルギー、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガルは 2002 年、ブラジル、フランスは 2003 年、アメリカは 2005 年、その他は 2004 年。

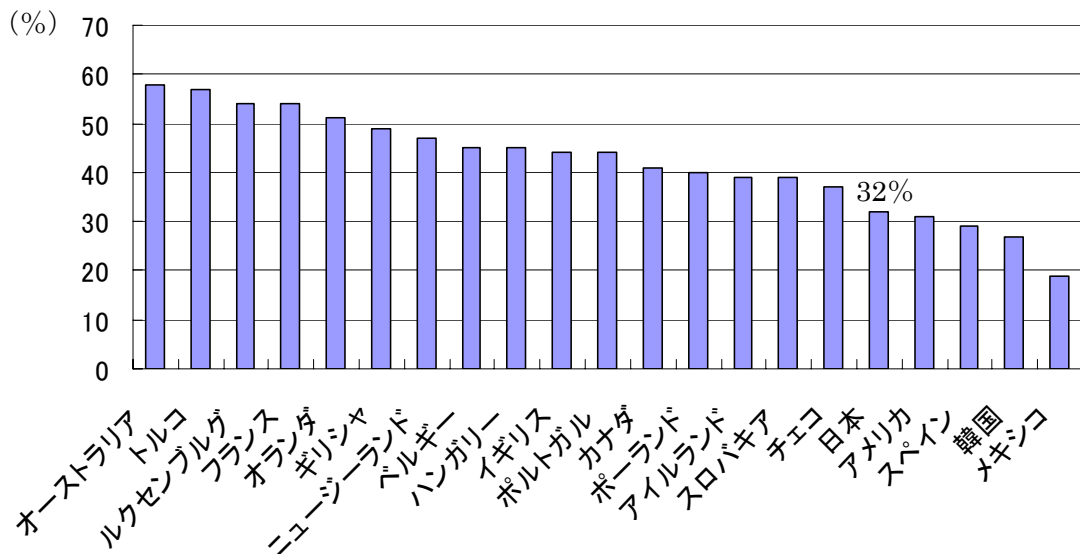
(資料) “Key themes in global industrial relations : Minimum wages and relocation of production”2006.

European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions

(※欧州委員会の独立機関)

[最低賃金＋社会保険料事業主負担分の中央値に対する割合]

(2004 年)



(資料) OECD. 2006. OECD Employment Outlook 2006.